

2018.12

広島県 医療勤務環境改善支援センター

冬

News Letter



Q. 勤務環境改善の取組が上手くいっていると感じるためには？

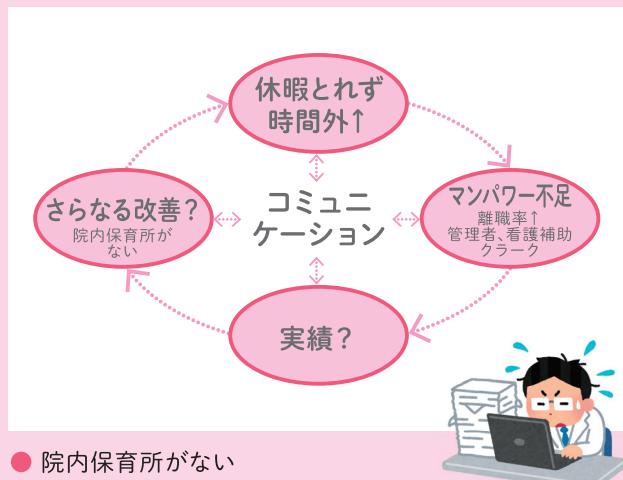
勤務環境の改善をすすめる際、スタッフが「改善できている」と実感することは非常に重要です。

図は、センター主催の第3回医療勤務環境セミナーにて「Q.勤務環境改善の取組が上手くいっていると思うか?」、「Q.それは何故ですか?」というアンケートの結果です。

アンケートは参加者42名全員から回収とご協力いただきました。そのうち約8割は上手くいっていない、約1割は上手くいっていると答えられています。理由を列挙していますが、理由を連関させ施設のイメージとして図式化すると全体像がみえてきます。

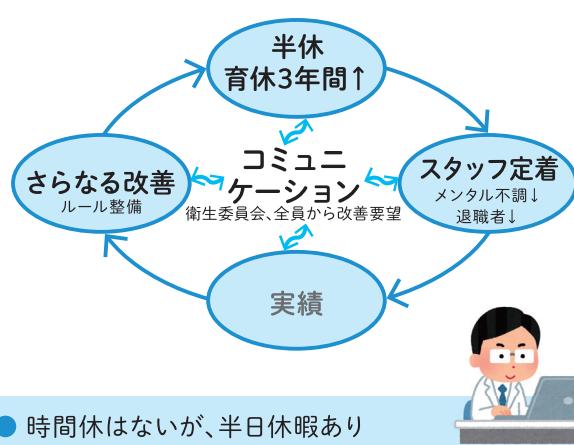
これらから、取組が上手くいっていると感じるためには、勤務環境改善に具体的に取組むこと、改善されたり成果が出てくることが重要であることがわかります。また、コミュニケーションが良いことも上手くいっている施設の注目すべき特徴です。

「上手くいっていない」施設のイメージ*



- 院内保育所がない
 - マンパワー不足(7)、管理者が育たない(2)
 - 時間外減らない(5)、休暇とれない
 - 具体的取組みされず(3)、取組が上手くいってない
 - 看護補助者、医療クラーク定着しない
 - 新しい制度になじまない (2)
 - コミュニケーション不足
 - ヒアリング出来てない[アンケートは2ヶ月に1度実施]
 - 経営者と温度差あり
 - 退職者減らず(3)、若手に退職者、離職率年々増加
 - 募集しても来ない
- ()内は同様の回答をした人数

「上手くいっている」施設のイメージ*



- 時間休はないが、半日休暇あり
- 育休3年間取得者 増
- ルールを整備している
- 衛生委員会(月1回)にて休暇、勤務状況など把握
- 全職員から改善要望を抽出
- メンタル不調少ない
- 退職者少ない

最近の活動

「働き方改革関連法セミナー」にて講演

2018年9月18日、広島合同庁舎にて、広島労働局主催の医療機関向け

「働き方改革関連法セミナー」が開催され、県内の医療施設から約100名の参加者がありました。

セミナーでは、広島労働局より2019年4月1日施行の「働き方改革関連法のポイント」について講演があり、広島県社会保険労務士会からは「医療労務管理の支援」について紹介されました。

センターからは医療経営アドバイザーが「広島県医療勤務環境改善支援センター 最近の活動と今後」というテーマで講演しました。

check!

働き方改革関連法の施行日 近づく

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」 (医療機関の規制別の適用関係(概要))

項目名	中小企業規模の医療機関※	それ以外の医療機関
時間外労働の上限規制	医師を除き2020年4月1日から適用	医師を除き2019年4月1日から適用
割増賃金率	2023年4月1日から適用	(既に適用あり)
年次有給休暇		2019年4月1日から適用
労働時間の状況把握		2019年4月1日から適用
産業医	2019年4月1日から適用 (ただし、産業医の選任義務がある、労働者数50人以上の事業場)	

※医療業における“中小企業”的基準 ⇒企業単位でみて i) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は ii) 常時使用する労働者の数が100人以下 (なお、時分なし医療法人や社会福祉法人等の「資本金」や「出資金」がない法人格の場合は、法人全体の常時使用する労働者の数のみで判断する)
詳細は広島県HP「医療勤務環境改善支援情報」をご覧ください。

セミナーのご案内

2019年1月31日、アークホテルにて、第4回医療勤務環境セミナーを開催する予定です。

第4回は、勤務環境改善に取組んだ施設の講演や医療安全と勤務環境のテーマなど、主に経営層、医療安全管理者向けの内容を企画しています。内容等詳細については、別途案内しています。



お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内
TEL:082-513-3056 受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)